

○跡地の概要（旧鳴門市大麻学校給食センター）

1 施設概要

施設名称	旧鳴門市大麻学校給食センター（令和2年3月末閉場）
現況説明	旧鳴門市大麻学校給食センターは、平成14年3月に移転新築された施設で、約1,500食/日の調理能力を有し、衛生管理強化のためのドライ方式採用で作業能力の向上と労力の軽減化を図るとともに、新鮮な材料と低いコストで衛生的でバランスのとれた給食を児童生徒に提供。令和2年4月から鳴門市学校給食センターに統合したことに伴い、令和2年3月末で閉場。
対象物件	土地（18-2、18-5、20-2、23-2） 計4筆 建物、附帯建物（建物内機器等含む）
土地（地積）	60.12 m ² （18-2）、494.81 m ² （18-5） 519.96 m ² （20-2）、1643.34 m ² （23-2） 計 2718.25 m ²
建物（構造・延床面積）	給食センター（鉄骨造 陸屋根鋼板ぶき 2階建） 955.05 m ² （1階 889.26 m ² 、2階 65.79 m ² ） 車庫（軽量鉄骨造 鋼板ぶき 平家建） 41.58 m ² プロパン庫（鉄骨造 鋼板ぶき 平家建） 7.37 m ²
竣工年月	平成14年3月
用途区域	市街化調整区域
その他法令に基づく制限等	【耐震性】 建築が新耐震基準以降のため耐震診断は未実施 【PCB】 なし 【アスベスト】 調査未実施 【土壌汚染対策法】 調査未実施 【文化財保護法】 埋蔵文化財包蔵地 ※隣接地（堀江公民館敷地）が文化財保護法による埋蔵文化財包蔵地に該当するため、土地の掘削工事等を行う場合は届出等が必要
供給処理施設	上水道：あり 下水道：なし（合併処理浄化槽） 都市ガス：なし 排水：あり（排水処理槽）
越境物	車庫西側の隣接地から越境物あり（倉庫屋根一部）
接面道路の幅員及び構造	前面南辺が市道大谷西住宅線に接しており、幅員は約6.5～7.5m、路面はアスファルト舗装されている。接面市道は一部幅約0.6m水路を介する。
その他	東方至近に大谷川を介し、県道大谷櫛木線が存する。南方直近上方に高松自動車道高架道路が東西に縦貫している。

2 主な維持管理費

施設稼働時（平成 29 年度から令和元年度までの 3 か年分）の主な維持管理費については以下のとおりです。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
電気代	2,841 千円	2,656 千円	2,774 千円
水道代	1,342 千円	1,503 千円	1,841 千円
ガス代	2,767 千円	3,746 千円	3,694 千円
ボイラー用重油(A 重油)	3,398 千円	3,373 千円	3,338 千円
浄化槽・貯水槽清掃、 浄化槽法定検査	63 千円	37 千円	64 千円
浄化槽・排水処理槽保守 点検	365 千円	365 千円	369 千円
産業廃棄物処理（汚泥）	1,288 千円	441 千円	696 千円
消防用設備点検保守	68 千円	68 千円	69 千円
電気保安業務	240 千円	240 千円	242 千円
生ごみ発酵処理機保守点検	194 千円	198 千円	198 千円
蒸気ボイラー保守点検	151 千円	151 千円	207 千円
厨房機器保守点検	216 千円	232 千円	232 千円

3 特記事項

- (1) 売却する対象物件は、旧鳴門市大麻学校給食センター内の土地・建物すべてとなります。
- (2) 土地・土地に付随する建物・工作物・埋設物等は、現況有姿のまま引き渡します。越境物がある場合でも、現況有姿のまま引き渡します。引き渡した後の建物解体等の除却に際しては、購入者の責任及び費用負担とします。
- (3) 土地、建物にかかる所有権移転等の登記手続きは市で行いますが、登記にかかる費用は購入者の負担とします。なお、所有権移転登記名義は購入者とします。
- (4) 公簿面積による現況有姿での売買となります。そのため、公簿面積と実測面積との間に差異が生じた場合でも異議申立てや売買代金の減額の請求はできません。
- (5) 建物内にある厨房機器、調理機器、事務備品等は現状のままとしますので、不要なものについての処分は購入者の負担とします。なお、令和 2 年 4 月から使用していないため、使用できない場合でも異議申立てや売買代金の減額の請求はできません。
- (6) 主な厨房調理機器等については、【参考 2】厨房調理機器等一覧を参照。実際と異なる場合でも異議申立てや売買代金の減額の請求はできません。
- (7) 契約締結後、所有権を移転した全ての物件に隠れた瑕疵（契約内容に適合しないものや土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等）があることを発見した場合でも、異議申立てや売買代金の減額の請求はできません。なお、令和 2 年 4 月から使用していない

め、雨漏りやカビ、虫等が発生した場合でも異議申立てや売買代金の減額の請求はできません。

- (8) 消防用設備等点検、合併処理浄化槽保守点検、電気設備点検等の施設設備の点検及び管理に係る費用は売却後、購入者の負担とします。
- (9) 敷地境界にあるブロック塀及びフェンスは、売却対象の土地にあるもののみ契約者の所有となります。
- (10) 電気については、給食センターの閉場に伴い高圧受変電装置から低圧受変電装置に切り替えているため、必要に応じて購入者の費用負担で高圧受変電装置に切り替えを行ってください。
- (11) 跡地活用に伴い都市計画法、建築基準法、消防法等の関係法令に関する手続き等が必要になることがありますので、関係機関等に事前に必ず確認した上で、提案してください。

4 図面関係

次ページ以降参照

【位置図】



【対象範囲図】



